

世田谷区告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区桜丘三丁目2908番3の内

3 変更の区域

延 長 13.24メートル

幅 員 0.60メートルから0.62メートルまで

面 積 8.14平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年7月24日

案内図



特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区

桜丘三丁目 3 7 番

